

川崎市総合教育センターの施設等の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市総合教育センター条例（昭和61年川崎市条例第25号。以下「条例」という。）及び川崎市総合教育センター運営規則（昭和61年川崎市教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）に基づき、川崎市総合教育センター（以下「センター」という。）の視聴覚機材教材の貸出しを除く施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間及び休館日)

第2条 センターの施設等の使用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長は、必要と認めるときは、使用時間を変更し、又は臨時に閉館し、若しくは、休館することができる。

(1) 使用時間 午前9時から午後5時まで

(2) 休館日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用申請及び許可)

第3条 センターの施設等の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として使用日の3日前までにセンターに電話で申し込むとともに、川崎市総合教育センター施設使用申込書（以下「申込書」という。）をセンター総務室に提出し、センター所長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申込みは、川崎市簡易版電子

申請サービス（市の機関等に係る申請等の受付を行うための電子情報処理組織で総務企画局デジタル化施策推進室が所管する汎用受付サービスをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定により申請書に記載すべき事項は、所定の入力フォームへの入力方法によるものとする。

- 3 センター総務室は前2項に基づく申込みを審査の上、川崎市総合教育センター施設使用許可書（以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

（使用の中止）

第4条 希望者は、使用を中止する場合は、直ちにその旨をセンター総務室に連絡するものとする。

（委任）

第5条 この要綱に定めのない事項については、センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。